

鹿屋市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市介護保険条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第126号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第5項中「令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。